

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○私立各種学校の廃止の認可 (私学・大学 支援課)	1
○保安林の指定 (治山林道課)	1
○漁船損害等補償法による加入区の指定 (漁業管理課)	1
◎高知県立塩見記念青少年プラザに係る 使用料の徴収事務の委託 (会計企画課)	1
◎高知県立香北青少年の家に係る使用料 の徴収事務の委託 (")	1
◎高知県立高知青少年の家及び高知県立 青少年体育館に係る使用料の徴収事務 の委託 (")	1
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活・ 男女共同参画課)	1
○特定非営利活動法人の定款変更認証の 申請 (")	2
高知県公安委員会告示	
○技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	2
高知県人事委員会規則	
◎公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を 改正する規則 (8・3 揭示)	3

告 示

高知県告示第526号

学校教育法(昭和22年法律第26号)第134条第2項において読み替えて準用する同法第4条第1項の規定により、私立各種学校の廃止を次のとおり認定した。

平成21年8月14日

高知県知事 尾崎 正直

学校名	設置者名	認可年月日

住友総合学園	住友 園子	平成21年8月14日
--------	-------	------------

高知県告示第527号

次の森林を保安林に指定したので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成21年8月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 指定に係る保安林の所在場所
高岡郡中土佐町久礼字カツラケ谷7649の2、字クロカキ7651のイ、7651のロ
- 指定の目的
水源のかん養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種を定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び中土佐町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第528号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定により、加入区を次のとおり指定する。

平成21年8月14日

高知県知事 尾崎 正直

加入区 名称 加入区 の 区域
須崎町加入区 須崎市の区域

高知県告示第529号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき高知県立塩見記念青少年プラザに係る使用料の徴収事務(調定事務を除く。)を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年8月14日

高知県知事 尾崎 正直

所在地	名称	委託期間
高知市小津町6番4号	青少年育成高知県民会議	平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

高知県告示第530号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき高知県立香北青少年の家に係る使用料の徴収事務(調定事務を除く。)を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年8月14日

高知県知事 尾崎 正直

所在地	名称	委託期間
香美市香北町美良布1211番地	株式会社香北ふるさと公社	平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

高知県告示第531号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館に係る使用料の徴収事務(調定事務を除く。)を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年8月14日

高知県知事 尾崎 正直

所在地	名称	委託期間
吾川郡いの町天王北一丁目14番地	財団法人高知県青年会館	平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成21年7月31日から2月間高知県文化生生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成21年7月31日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所の 所在地	定款に記載された目的

平成21年7月31日	特定非営利活動法人フレンドライフ	川崎 暢一	高知市 大津乙 114 番地 4	この法人は、高齢者、障害者（三障害者）、要介護者、要支援者等に対して、介護、給食、送迎サービス、広報活動に関する事業を行い、公益の増進に寄与することを目的とする。
------------	------------------	-------	------------------	---

~~~~~

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成21年7月31日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成21年7月31日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

| 申請のあった年月日  | 定款変更に係る特定非営利活動法人  |        |                 |                                                                                                                                                 |
|------------|-------------------|--------|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|            | 名称                | 代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地      | 定款に記載された目的                                                                                                                                      |
| 平成21年7月31日 | 特定非営利活動法人NPO作業所朝顔 | 竹崎 博子  | 高知市 鴨部三丁目28番12号 | この法人は、障害を持つ者、その家族及び地域に対して、障害に対する正しい理解、その普及、及び当事者の社会参加を促進するための事業等を行うとともに、社会への理解を広めるための活動を行うことにより、障害者が安心して生活が出来る社会環境作りに寄与し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。 |

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第18号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第2条（同規則第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成21年8月14日

高知県公安委員会委員長 西山 昌男

1 審査の種類、期日及び場所

(1) 審査の種類

技能検定員審査等に関する規則（以下「規則」という。）第1条及び第10条第1項に規定する技能検定員審査及び教習指導員審査を次の区分に応じて行う。

- ア 大型自動車免許及び中型自動車免許（以下「大型自動車免許等」という。）
- イ 普通自動車免許
- ウ 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及び牽引免許（以下「特定第一種免許」という。）
- エ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許（以下「大型自動車第二種免許等」という。）

(2) 審査の期日

平成21年9月24日（木）及び25日（金）

(3) 審査の場所

吾川郡いの町枝川200番地  
高知県警察本部交通部運転免許センター

2 審査の申請手続に関する事項

- (1) 審査を受けようとする者は、規則別記様式第1号の審査申請書を高知県公安委員会に提出すること。  
その際受けようとする審査の種類に応じた自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。
- (2) 審査を受けようとする者が、規則第17条第1項各号、第2項各号、第3項各号、第4項各号又は第5項各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証明する書面を添付すること。
- (3) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、次の区分に応じて、次の資格者証を提示すること。  
ア 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けよう

とする者については、大型自動車免許に係る技能検定員資格者証

- イ 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る教習指導員資格者証
  - ウ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る技能検定員資格者証
  - エ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る教習指導員資格者証
  - オ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、普通自動車免許、中型自動車免許又は大型自動車免許に係る技能検定員資格者証
  - カ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、普通自動車免許、中型自動車免許又は大型自動車免許に係る教習指導員資格者証
- 3 技能検定員審査及び教習指導員審査の実施に関する事項
- (1) 技能検定員審査の方法等

| 審査項目                                 | 審査細目                  | 審査方法等                                                                                     |
|--------------------------------------|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に関する技能 | 技能検定員として必要な自動車の運転技能   | 技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。            |
|                                      | 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能 | 実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。                                                  |
| 大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に関する知識 | 教則の内容となっている事項         | 論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあっては85パーセント以上、その他のものにあっては95パーセント以上の成績であること。 |
|                                      | 自動車教習所に関する法令についての知識   | 面接試験又は論文式の筆                                                                               |

|                        |                                  |                                                                                           |
|------------------------|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
|                        | 関する知識                            | 記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ95パーセント以上の成績であること。                                               |
|                        | 自動車の運転技能の評価方法に関する知識              |                                                                                           |
| 大型自動車第二種免許等の技能検定に関する技能 | 技能検定員として必要な自動車の運転技能              | 技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。                                              |
|                        | 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能            | 実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。                                                  |
| 大型自動車第二種免許等の技能検定に関する知識 | 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識 | 論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあっては85パーセント以上、その他のものにあっては95パーセント以上の成績であること。 |
|                        | 自動車の運転技能の評価方法に関する知識              | 論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。                                              |

(2) 教習指導員審査の方法等

| 審査項目                               | 審査細目                                    | 審査方法等                                              |
|------------------------------------|-----------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する技能 | 教習指導員として必要な自動車の運転技能                     | 技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。       |
|                                    | 技能教習(自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。)に必要な教習の技能 | 実技試験又は面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。 |

|                                    |                                    |                                                                                           |
|------------------------------------|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                    | 学科教習(自動車の運転に関する知識の教習をいう。)に必要な教習の技能 |                                                                                           |
| 大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する知識 | 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識       | 論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあっては85パーセント以上、その他のものにあっては95パーセント以上の成績であること。 |
|                                    | 自動車教習所に関する法令についての知識                |                                                                                           |
|                                    | 教習指導員として必要な教育についての知識               | 面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。                                    |
| 大型自動車第二種免許等の技能教習に関する技能             | 教習指導員として必要な自動車の運転技能                | 技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。                                              |
|                                    | 技能教習に必要な教習の技能                      | 実技試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。                                                  |
| 大型自動車第二種免許等の技能教習に関する知識             | 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識   | 論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあっては85パーセント以上、その他のものにあっては95パーセント以上の成績であること。 |

(3) 審査手数料の額

- ア 技能検定員(大型自動車免許等24,700円、普通自動車免許20,500円、特定第一種免許14,100円、大型自動車第二種免許等22,450円)
- イ 教習指導員(大型自動車免許等15,650円、普通自動車免

許12,150円、特定第一種免許9,500円、大型自動車第二種免許等13,300円)  
 4 その他  
 詳細については、高知県警察本部交通部運転免許センター教習所係(電話番号088-893-1221内線372)に問い合わせること。

-----  
**人事委員会規則**  
 -----

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年8月3日(揭示済)

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

**高知県人事委員会規則第39号**

**公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則**

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(平成14年高知県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第14号を削り、第15号を第14号とし、第16号を第15号とし、同項に次の1号を加える。

(16) 一般財団法人高知県地産外商公社

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。